

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 診療情報共有推進事業費補助金（拡充分） (地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(内3281)

E-mail : c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 9,400 千円 (前年度予算額： 9,400 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	9,400	0	0	0	0	0	8,200	0	1,200
要求額	9,400	0	0	0	0	0	8,200	0	1,200
決定額	9,400	0	0	0	0	0	8,200	0	1,200

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

病院の入院患者が退院した後には、かかりつけ医が医療を提供していくこととなる。退院時に、病院からかかりつけ医に患者の検査結果や診断等の診療情報等が提供されることがあるが、病状の変化等により、提供のあった情報以外の情報が必要となる場合がある。また、患者がかかりつけ医を持っていない等、そもそも診療情報の提供がされない場合もある。かかりつけ医への診療情報等の提供が不十分である場合、病院へ行き情報の提供を求めるか、あらためて検査等が行われることとなり、医療機関や患者に負担が発生している。

(2) 事業内容

同意を得た患者の診療情報等については、かかりつけ医がネットワークシステムで確認することができるようになれば、このような負担は軽減される。

病院の情報提供用サーバ導入にかかる経費及び診療所が閲覧するに当たってのセキュリティの構築、運用にかかる経費について補助を行い、診療情報の共有を推進するものである。

令和5年から情報提供施設に岐阜大学医学部附属病院を追加（8→9病院）。令和4年度協議会にて、情報閲覧できる対象を医師のみから、薬剤師も追加する方針を決定。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・医療介護総合確保推進法に基づく県計画において事業として計上している。
- ・設備整備の補助であるため、補助率1／2とする。
- ・サーバーの運営費補助については、令和2年度当初予算から一般財源となっている。（国基金の対象外）

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	9,400	公開用サーバ導入（更新等）病院2、閲覧用端末設定診療所20
合計	9,400	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 第7期岐阜県保健医療計画
第3部第1章第11節 「在宅医療を受ける患者が入院していた病院とかかりつけ医が患者に関する情報を共有できるよう、診療情報共有システム構築を推進します。」

(2) 国・他県の状況

- ・全国で26県で全県単位のネットワーク構築。
東海北陸厚生局管内では、石川県、静岡県、三重県、岐阜県。
- ・医療介護総合確保推進法に基づく県計画（R元事業）として、国の承認を得ている。

(3) 後年度の財政負担

- ・医療介護総合確保推進法に基づく県計画として、実施していく。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・市町村の枠を超えた連携であり、県による補助が妥当である。

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

令和7年度末までに、閲覧できる診療所、薬局を140施設以上とする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R7)	達成率
①診療情報閲覧 医療機関、薬局数	0	85	90	110	140	61%

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	・医療機関など関係機関への働きかけを実施。 病院から診療所が情報の提供を受けることが容易になる。その結果、医療機関、患者本人の情報共有に係る負担を軽減しながら適切な医療の提供をすることが見込まれる。
令和3年度	・情報閲覧できる対象者の拡充及び患者同意取得方法の見直し等に向けた協議の実施
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %
令和4年度	
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	病院が把握する患者の情報を地域の診療所の医師が容易に取得できるようになることで、適切な医療を連携して提供できるようになる。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	患者情報共有数（累計）について、令和3年度は131の共有となっている。患者同意数は伸び悩んでおり、ネットワークに参画している8病院の患者への更なる周知が必要。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	診療情報を共有する診療所・病院数が伸び悩んでおり、薬局との情報共有等、情報共有の拡大へ向けた取組みが必要である。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

患者本人の同意を得た上で病診間で情報を共有することとなっており、多くの患者から同意を得られるよう手続きの合理化を図る。患者情報を閲覧する診療所の増加を図る必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

病診間での患者情報の共有は地域包括ケアシステムを進める上でも重要な取組みであり事業継続は必要である。同ネットワークを活用した多職種の連携を進めるため、なるべく早期に情報閲覧ができる対象を医師のみから薬剤師の追加が実現するよう県医師会に働きかける。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	